

消費税の軽減税率制度に関するQ&A (制度概要編)

令和元年 10 月 1 日の消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

消費税の軽減税率制度は事業者の方のみならず、日々の買い物等で消費者の方にも関係するものです。

この「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」は、軽減税率制度について、広く国民の皆様理解を深めていただけるよう、わかりやすく解説したものです。

平成 28 年 4 月
(令和 8 年 4 月改訂)
国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

凡例

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

○ 法令

- 改正法 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）
- 改正令 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 148 号）
- 30 年改正令 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 135 号）
- 改正省令 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 20 号）
- 消法 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
- 旧消法 改正法による改正前の消費税法
- 消令 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
- 旧消令 改正令による改正前の消費税法施行令
- 基通 消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2－25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）
- 旧軽減通達 令和 5 年 8 月 10 日付課消 2－9 ほか 5 課共同「消費税法基本通達の一部改正等について（法令解釈通達）」により廃止された消費税の軽減税率制度に関する取扱通達（平成 28 年 4 月 12 日付課消 2－1 ほか 5 課共同「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達等の制定について」通達の別冊）

○ 用語

- 個別事例編 「消費税の軽減税率制度に関する Q & A（個別事例編） 平成 28 年 4 月（令和 8 年 4 月改訂）」をいう。

【注】

令和 10 年 4 月 1 日以降、消令 2 の 3 は消令 2 の 4 へ、消令 2 の 4 は消令 2 の 5 となります。

《 目 次 》

制度概要編をご覧いただくに当たって……………	1
------------------------	---

I 消費税の軽減税率制度の概要等

(「軽減税率制度」の概要)

問1 「軽減税率制度」の概要を教えてください。【令和5年10月改訂】……………	2
---	---

II 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等

(「飲食料品」の意義)

問2 軽減税率が適用される「飲食料品の譲渡」の「飲食料品」とは、どのようなものですか。【令和5年10月改訂】……………	4
---	---

(「一体資産」の意義)

問3 「一体資産」とは、どのようなものですか。【令和5年10月改訂】……………	6
---	---

(「一の資産の価格のみが提示されているもの」の意義)

問4 「一の資産に係る価格のみが提示されているもの」とは、どのようなものですか。【令和5年10月改訂】……………	6
--	---

(飲食料品を譲渡する際の包装材料等の取扱い)

問5 通常、食品や飲料を譲渡する場合、容器や包装を使いますが、これら容器等の取扱いはどのようになりますか。【令和5年10月改訂】……………	7
---	---

(軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは)

問6 軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、どのようなものですか。【令和5年10月改訂】……………	7
--	---

(「飲食店業等を営む者が行う食事の提供」(いわゆる「外食」)の意義)

問7 軽減税率が適用されない「飲食店業等を営む者が行う食事の提供」(いわゆる「外食」)とは、どのようなものですか。【令和5年10月改訂】……………	8
---	---

(「飲食に用いられる設備」(飲食設備)の意義)

問8 「飲食に用いられる設備」(飲食設備)とは、どのようなものですか。【令和5年10月改訂】……………	8
---	---

(持ち帰り販売の取扱い)

問9 飲食店業等を営む者が、「店内飲食」と「持ち帰り販売」の両方を行っている場合の持ち帰り販売には、軽減税率が適用されますか。【令和5年10月改訂】…………… 9

(「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング」)の意義)

問10 軽減税率が適用されない「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング」)とは、どのようなものですか。【令和8年4月改訂】…………… 9

(適用税率の判定時期)

問11 課税資産の譲渡等の適用税率の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。【令和5年10月改訂】…………… 11

Ⅲ 区分記載請求書等保存方式(帳簿及び請求書等の記載事項並びにこれらの保存)

(区分記載請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に記載されるべき事項)

問12 令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間は、仕入税額控除の方式として、令和元年9月30日までの請求書等保存方式を基本的に維持した「区分記載請求書等保存方式」とされましたが、この場合に保存すべき帳簿及び区分記載請求書等の記載事項について教えてください。【令和5年10月改訂】…………… 12

(「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載)

問13 区分記載請求書等に記載する「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、どのように記載したらよいですか。【令和5年10月改訂】…………… 13

(仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載がなかった場合の追記)

問14 仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載がなかったのですが、これらが記載された請求書等の再交付を受けなければ仕入税額控除を行うことができないのでしょうか。【令和5年10月改訂】…………… 16

(免税事業者からの課税仕入れの取扱い)

問15 区分記載請求書等保存方式に移行後であっても免税事業者からの課税仕入れについて、仕入税額控除ができますか。【令和5年10月改訂】…………… 16

IV 税額計算等

1 税額計算の方法

(令和元年10月以降の税額計算方法)

問16 軽減税率制度が実施された令和元年10月から令和5年9月までの税額の計算方法について教えてください。【令和5年10月改訂】…………… 17

2 税額計算等の特例

(売上税額の計算の特例の概要)

問17 税率の異なるごとに取引を区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の計算の特例(経過措置)の概要を教えてください。【令和5年10月改訂】…………… 19

(仕入税額の計算の特例の概要)

問18 税率の異なるごとに取引を区分することが困難な中小事業者に対する仕入税額の計算の特例に係る経過措置の概要を教えてください。【令和5年10月改訂】…………… 21

(税額計算の特例の適用関係)

問19 適用可能な売上税額と仕入税額の計算の特例の組合せを教えてください。【令和2年9月改訂】…………… 23

(税額計算の特例を用いた税額計算の方法)

問20 経過措置として設けられていた売上税額や仕入税額の計算の特例を用いた売上税額及び仕入税額の計算方法を教えてください。【令和5年10月改訂】…………… 24

(簡易課税制度を適用していない場合の売上税額の計算の特例)

問21 簡易課税制度を適用していない場合(仕入税額の計算の特例も適用していません)に適用できる売上税額の計算の特例の概要について教えてください。【令和5年10月改訂】…………… 27

(簡易課税制度を適用している場合の売上税額の計算の特例)

問22 簡易課税制度を適用している場合(「簡易課税制度の届出の特例」を適用する場合を含みます)に適用できる売上税額の計算の特例の概要について教えてください。【令和5年10月改訂】…………… 28

(「軽減売上割合の特例」と「小売等軽減売上割合の特例」の適用関係)

問23 小売業又は卸売業において、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合の特例」を適用する場合、仕入税額の計算の特例として「小売等軽減売上割合の特例」を適用することはできるのでしょうか。【令和5年10月改訂】…………… 28